

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 2 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 4 件 |
| 厚生年金関係 | 4 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和 57 年 4 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 7 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 36 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月末日までA事業所に勤務したが、57 年 3 月が厚生年金保険の加入期間となっていない。3 月分の厚生年金保険料が控除されている給与明細書もあるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書及び雇用保険の記録により、申立人は、A事業所に昭和 57 年 3 月 31 日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する昭和 57 年 3 月の給与明細書の厚生年金保険料控除額から、7 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、A事業所では、当時の資料が無く不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 57 年 4 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 3 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同年 3 月 31 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納

付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における資格喪失日は、平成6年11月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、32万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年6月30日から同年11月1日まで

私は、平成3年7月30日から6年10月31日までA株式会社に勤務していたが、6年6月から同年10月までの厚生年金保険の加入記録が無い。保険料控除が確認できる給与明細書があるので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が、平成6年10月31日までA株式会社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録では、申立人が平成6年6月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理が、同年11月30日において遡及^{そきゆう}して行われている上、同日付けで、A株式会社が同年10月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理、及び同社の代表取締役が同年5月31日に資格を喪失した旨の処理も、遡及して行われていることが確認できる。

また、オンライン記録によれば、申立人及びA株式会社の代表取締役は、平成6年11月1日に株式会社Bで厚生年金保険の資格を取得していることが確認できるところ、A株式会社の代表取締役は、「株式会社Bに会社の経営権を譲渡し、その後も引き続き申立人と二人で株式会社Bに勤務した。」と証言しており、申立人の雇用保険の記録における離職日の6年

10月31日において、A株式会社は適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、同日に適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成6年6月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日の同年11月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における平成6年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、32万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 10 月 13 日から 53 年 3 月 16 日まで
② 昭和 53 年 11 月 2 日から 54 年 4 月 16 日まで
③ 昭和 59 年 11 月 24 日から 60 年 5 月 16 日まで
④ 昭和 60 年 11 月 22 日から 61 年 5 月 16 日まで
⑤ 昭和 61 年 12 月 8 日から 62 年 5 月 16 日まで

私は、A 公共職業安定所に説明に来た B 株式会社の総務係長の紹介で、申立期間において季節労働者として出稼ぎに行った。国民年金に加入していたが、出稼ぎに行くたびに厚生年金保険への切替手続きをし、会社から健康保険証を渡され、帰省する際に会社に返していた。

厚生年金保険に未加入となっていることに納得がいかないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 株式会社が保管する従業員名簿及び雇用保険の記録から、申立人は、申立期間①から⑤までについて、同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、上記従業員名簿には、申立人の入社年月日及び退社年月日の日付は記載されているが、健康保険資格取得日及び資格喪失日の欄に、日付の記載は無く、当該欄に取得日及び喪失日が記載されている従業員には、オンライン記録により、健康保険及び厚生年金保険の記録があることが確認できることから、申立人は、厚生年金保険に加入していなかったことがうかがえる。

また、B 株式会社に季節労働者として勤務し、申立人と同様に厚生年金保険の加入記録が無い複数の同僚は、「出稼ぎに行く際に、会社から国民

健康保険証を持参するように言われた。」、「会社から健康保険証を渡された記憶は無い。」と証言している。

さらに、申立人は、「国民年金に加入していたが、出稼ぎに行くたびに厚生年金保険への切替手続をしていた。」と主張するところ、オンライン記録から、申立人は、申立期間①から⑤までを含めて国民年金に加入し、申立期間①から④までの期間、及び申立期間⑤のうちの昭和 61 年 12 月から 62 年 3 月までの期間は、国民年金保険料の申請免除承認期間となっていることが確認できる。

このほか、申立期間①から⑤までについて、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 11 月から 41 年 3 月まで
② 昭和 41 年 11 月 21 日から 42 年 4 月 15 日まで
③ 昭和 48 年 11 月 5 日から 49 年 4 月 15 日まで
④ 昭和 49 年 11 月 12 日から 50 年 4 月 19 日まで

私は、申立期間①及び②については、地元の複数の同僚と一緒に株式会社AのB工場へ出稼ぎに行き、仕事をしていた。

また、申立期間③についてはC株式会社D工場に、申立期間④についてはE株式会社F工場に、一人で出稼ぎに行き、工場でフォークリフトを操作して製品を運搬していた。

申立期間①から④までの期間について、厚生年金保険の加入記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、同僚の証言から、申立人は株式会社AのB工場に勤務していたことが推認でき、申立期間②については、雇用保険の記録及び同僚の証言から、同事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、株式会社AのB工場に出稼ぎ労働者の募集業務を行っていた人事担当者は、「当時、出稼ぎ労働者は厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言している。

また、申立人が申立期間①及び②と一緒に出稼ぎにいったと記憶する同僚 18 人についても、株式会社AのB工場での厚生年金保険の加入記録は無く、このうちの二人は、「会社から健康保険証は受け取っていない。厚生年金保険には加入していなかったと思う。」、「出稼ぎには、国民健康保険証を持参した。」と証言している。

さらに、申立人は、申立期間①及び②に、国民年金保険料の免除申請を行い、承認されていることが確認できる。

加えて、株式会社AのB工場に係る厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間①及び②に申立人の記録は無く、健康保険番号に欠番も見当たらない。

2 申立期間③については、雇用保険の記録から、申立人は、C株式会社D工場に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、C株式会社D工場の正社員は、「出稼ぎ労働者のように短期間の勤務者は、厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と証言し、同事業所では、「当時、出稼ぎ労働者は11月から翌年4月まで雇用し、6人ぐらい勤務していた。」と回答しているところ、同事業所に係る厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間③において資格を取得した者はみられない。

また、申立人は、申立期間③に、国民年金保険料の免除申請を行い、承認されていることが確認できる。

3 申立期間④については、雇用保険の記録から、申立人は、E株式会社F工場に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、E株式会社F工場の正社員は、「当時、6か月以上継続して勤務しなければ厚生年金保険には加入できなかった。」と証言しているところ、雇用保険の記録から、申立人の勤務期間は5か月であったことが確認できる。

また、E株式会社F工場では、「当時、出稼ぎ労働者は11月から翌年4月まで雇用し、20人ぐらい勤務していた。」と回答しているところ、同事業所に係る厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間④において資格を取得した者はみられない。

さらに、申立人は、申立期間④に、国民年金保険料の免除申請を行い、承認されていることが確認できる。

4 このほか、申立人が申立期間①から④までについて、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月から同年 12 月まで
② 昭和 36 年 4 月から同年 12 月まで
③ 昭和 37 年 4 月から同年 12 月まで
④ 昭和 38 年 4 月から同年 12 月まで

私は、昭和 35 年から 38 年にかけて毎年 4 月から 12 月まで、A 事業所の B 作業員として従事しており、厚生年金保険に加入していたはずなので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間①から④までについて、A 事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間①から④までについては、申立人が記憶する 3 人の同僚も厚生年金保険の加入記録が無く、このうちの一人は、「当時、A 事業所では、B 作業員については春の健康診断時に厚生年金保険の加入希望を聴取し、全員の三分の二以上の同意が得られなければ厚生年金保険に加入させなかった。私は、昭和 20 年から毎年 B 作業員として勤務したが、厚生年金保険の加入記録は 30 年と 32 年、そして後の 50 年から 52 年までしか無い。」と証言している。

また、A 事業所における申立期間①から④までに係る厚生年金保険の資格取得者数をみると、昭和 35 年が 1 人、36 年が 3 人、37 年が 17 人、38 年が 11 人であり、これらの資格取得者の中で聴取できた一人は、「当時、厚生年金保険に加入できたのは、C 職や D 職のみで、野外で作業する B 作業員は加入していなかった。」と証言している。

さらに、申立期間①から④までについて、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の加入記録は無く、健康保険番号に欠番も見当たらない。

このほか、申立期間①から④までについて、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情もみられない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年4月から同年10月まで
② 昭和30年4月から同年10月まで
③ 昭和31年4月から同年10月まで

私は、昭和29年から31年にかけて、毎年4月から10月までA工事の季節労働者として働いた。この工事は国の事業であり、B事業所に雇用されており、厚生年金保険に加入していたはずなので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間①から③までにおいて、B事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、事業所台帳及びオンライン記録から、B事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和32年5月1日であり、申立期間当時は適用事業所とはなっていないことが確認できる。

また、申立人が記憶する3人の同僚は、B事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和32年5月に、被保険者資格を取得していることが確認できる上、このうちの一人は、「私は、昭和28年か29年から37年まで毎年、季節労働者として働いていたが、厚生年金保険に加入する前に給与から保険料が控除されることはなかった。」と証言している。

このほか、申立期間①から③までについて、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情もみられない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。